

第17 消防用水

1 吸管投入孔を設ける場合

- (1) 吸管投入孔は、直径 60 c mの円が内接することができる大きさ以上とし、80 m³以上の水量を有するものは、2カ所以上設けること。なお、連結送水管を設置する場合は、吸管投入孔は送水口付近に設けること。
- (2) 吸管投入孔付近には、「消防用水」である旨の表示を設けることとし、表示方法等については消防署管理指導グループと協議すること。◆

2 採水用の結合金具（以下「結合金具」という。）を設ける場合

- (1) 水源が結合金具の位置より高い位置あるもののうち、結合金具における背圧が 0.25MP a 以上のものもしくは配管長（豎管部分を除く。以下同じ。）が 50m未満のもの（以下「地上式の水源を有する消防用水」という。）又は水源が結合金具の位置より低い位置にあるもののうち、配管長が 20m未満かつ落差が 4.5m未満となるもの（以下「結合金具より下の水源を有する消防用水」という。）は次によること（第1図参照）。

ア 連結送水管を設置する場合は、結合金具は連結送水管の送水口付近に設けるとともに、地上式の水源を有する消防用水の場合は、結合金具の直近の操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

イ 有効水量 40 m³以上を保有する水源は、結合金具を 2口とすること。

ウ 結合金具は、地盤面からの高さが 0.5m以上 1.0m以下とするとともに、呼称 75 のねじ式の受け口とすることただし、地上式の水源を有する消防用水で結合金具に 0.25MP a 以上の背圧がある場合は、呼称 65 の差込式の差し口とすること。

エ 結合金具が呼称 75 のねじ式の受け口の場合は、呼称 75 のねじ式の差し蓋（覆冠）を、呼称 65 の差込式の差し口の場合は、呼称 65 の差込式の受け蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。

オ 呼称 75 のねじ式の結合金具直近には「消防用水（吸水用）」である旨の表示を、呼称 65 の差込式の結合金具直近には「消防用水」である旨の表示を設けることとし、表示方法等については消防署管理指導グループと協議すること。



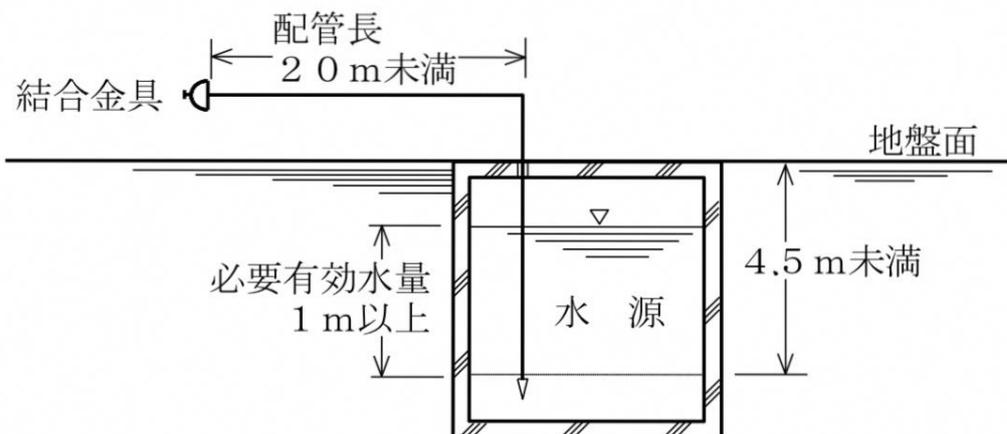
カ 水源から結合金具に接続する配管（以下「配管」という。）の口径は結合金具が 1口の場合は 80A以上のものを結合金具ごとに単独で設けること。

キ 結合金具より下の水源を有する消防用水に設ける配管には、ろ過装置を設けること。

第1図 a 地上式の水源を有する消防用水



第2図 b 結合金具より下の水源を有する消防用水



- (2) 開閉弁を設ける場合は、結合金具にホース又は吸管を接続した場合に開閉弁のスピンドルの操作に支障のないものであること。
- (3) 結合金具は防火対象物の各部分から1の結合金具までの水平距離が100m以下となるように設けること。
- (4) 配管は第1屋内消火栓設備4(1)、(6)、(7)、(9)から(12)及び(19)に準ずること。

3 水源

- (1) 水源の設置方法及び有効水量の算定等は、第1屋内消火栓設備1に準ずること。ただし、1及び2(1)の結合金具より下の水源を有する消防用水の場合の有効水量は次によること。

ア 吸管投入孔を設ける場合は吸管投入孔の下部を水源の下端とするとともに、水源の下端から0.5m以内の部分は有効水量に含めない。また、地盤面から落差5m以上ある場合は、落差4.5m以内の部分を有効水量とする。

イ 2(1)の結合金具より下の水源を有する消防用水の場合は、配管の下端の位置（ろ過装置を除く。）までを有効水量とする。ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差4.5m以上ある場合は、地盤面から落差4.5m以内の部分を有効水量とする。

(2) 吸管投入孔を設ける場合は、消防ポンプ自動車²が2 m以内に接近できる場所とすること。また、結合金具を設ける場合は、消防ポンプ自動車²が容易に部署できる場所とすること。

(3) 結合金具を設ける場合は、通気口又は通気管を設けること。

4 表示

1 (2)、2 (1)オにより設ける表示の例を第3図に示す。

〈表示例（標識を用いる場合）〉

